

全建事発第122号
平成24年2月16日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押田 彰
〔公印省略〕

**東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の
規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例について**

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、国土交通省では、2月10日に公共工事の前払金保証事業の適用対象を拡大する旨の告示を公布・施行しました。

告示内容は、東日本大震災により被災した施設を復旧・復興するために、国や地方公共団体から補助金の交付を受けた法人、団体、個人の発注する工事および測量についても、国土交通大臣が認めるものについては、特例により公共工事として取扱い、前払金保証事業の対象とするというものです。

国土交通省では、中小企業庁が行っている「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」により補助金の採択を受けたグループの中小企業等が発注する工事を適用対象とする見込みです。

このたび、同省より別添の「東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例について」について、周知方協力依頼がございました。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

【添付書類】

別 添 東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定
に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例について

参考1 告示および公共工事の前払金保証事業に関する法律等

参考2 新聞記事

(担当) 事業部事業企画課 小林

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

e-mail : kobayashi@zenken-net.or.jp